

目 次

<第1編 一般給水装置工事施行基準>

第1章 総則	1-1
1-1 趣旨	1-1-1
1-2 適用	1-1-1
1-3 用語の定義	1-1-2
1-4 給水義務	1-1-2
1-5 給水装置の定義及び工事費用（維持管理）の負担区分	1-1-2
1-6 給水装置の種類	1-1-4
1-7 給水装置工事の種類	1-1-4
1-8 指定給水装置工事事業者制度の概要	1-1-5
1-9 主任技術者の役割と職務	1-1-6
第2章 給水装置の構造及び材質基準	1-2
2-1 給水装置の構造及び材質基準	1-2-1
2-2 給水装置の構造	1-2-3
2-3 給水装置の材料及び器具の使用	1-2-4
2-4 給水管及び給水用具の指定（三木市給水工事指定材料）	1-2-7
2-5 特殊器具の凡例	1-2-10
2-6 ユニット化装置	1-2-11
2-7 太陽熱温水器	1-2-11
第3章 水の安全・衛生対策	1-3
3-1 安全・衛生対策一般	1-3-1
3-2 水の汚染防止	1-3-1
3-3 水撃防止	1-3-2
3-4 侵食防止	1-3-4
3-5 逆流防止	1-3-7
3-6 凍結防止	1-3-13
3-7 クロスコネクション防止	1-3-14
第4章 給水装置の基本計画	1-4
4-1 基本計画	1-4-1
4-2 基本調査	1-4-2
4-3 計画使用水量	1-4-3

4-4	給水方式の決定	1-4-9
4-5	給水管の口径決定	1-4-11
4-6	給水管口径の判断基準	1-4-18
4-7	メーター口径の決定	1-4-22
第5章 給水装置工事の施行基準		1-5
5-1	施行基準	1-5-1
5-2	給水管及び給水用具の指定	1-5-1
5-3	配水管からの分岐基準	1-5-2
5-4	分岐部二次側からメーターまでの配管基準	1-5-4
5-5	口径ごとの配管標準図	1-5-7
5-6	止水栓・仕切弁の設置基準	1-5-9
5-7	メーターの取り扱い及び設置基準	1-5-11
5-8	メーターの設置位置及び取付基準等	1-5-12
5-9	メーター装置の標準図	1-5-17
5-10	メーター以降の宅内配管基準	1-5-18
5-11	3階直結直圧給水	1-5-20
5-12	直結式スプリンクラー	1-5-21
第6章 給水装置工事の施工		1-6
6-1	給水装置工事の施行及び資格者による施工	1-6-1
6-2	配水管の分岐及び撤去	1-6-2
6-3	給水管の接合	1-6-3
6-4	給水管の布設位置	1-6-4
6-5	給水管の埋設深さ	1-6-5
6-6	道路の配管	1-6-5
6-7	宅地内の配管	1-6-6
6-8	公道等における他の占用物件と交錯する場合	1-6-6
6-9	水路等の横断	1-6-7
第7章 土木工事の施工		1-7
7-1	土木工事	1-7-1
7-2	道路復旧工事	1-7-2
7-3	現場管理	1-7-3
7-4	工事標示板・保安施設	1-7-3

第8章	給水装置工事の申込み及び手続き	1-8
8-1	給水装置工事申込受付・審査	1-8-1
8-2	分担金及び手数料	1-8-3
8-3	事前協議を必要とする事項	1-8-4
8-4	給水装置工事の手順	1-8-4
8-5	給水装置工事申請書及び工事設計書の記入方法	1-8-6
8-6	給水装置工事申請書の添付書類	1-8-8
8-7	給水装置工事設計書（表面）の作成	1-8-9
8-8	給水装置工事設計書（裏面）の作成	1-8-11
8-9	給水開始の申し込み	1-8-16
8-10	道路占用（掘削）許可申請	1-8-17
8-11	給水管取り出し工事等の立会	1-8-20

第9章	給水装置工事の検査	1-9
9-1	工事検査	1-9-1
9-2	主任技術者による立会い	1-9-1
9-3	検査の種類及び項目	1-9-1
9-4	主任技術者による検査（自主検査）	1-9-3

＜第2編 受水槽式給水の工事施行基準＞

第1章	総則	2-1
1-1	趣旨	2-1-1
1-2	受水槽式給水の対象建物	2-1-3
1-3	受水槽以下の給水設備の方式	2-1-4
第2章	受水槽の構造・材質及び容量	2-2
2-1	受水槽の構造・材質	2-2-1
2-2	受水槽周りの付属設備	2-2-3
2-3	受水槽の容量	2-2-4
第3章	施工上の注意及び管理、その他	2-3
3-1	防護工事	2-3-1
3-2	故障時の連絡先の標示	2-3-1
3-3	貯水槽水道（受水槽式給水）の管理	2-3-2
3-4	受水槽式給水の工事に係る申請	2-3-3

目 次

<参考資料編>

第1章 給水装置工事関係様式集

1-1 共通様式	参 1-1-1
(1) 給水装置工事設計書 ※指定用紙<表面・裏面>	参 1-1-2
(2) 給水装置工事申請書 ※指定用紙	参 1-1-4
(3) 給水依頼書及び誓約書（臨時用給水）	参 1-1-5
(4) 水道装置使用（開始・中止）届出書	参 1-1-6
(5) 先行工事依頼書及び誓約書（給水工事）	参 1-1-7
(6) 道路占用・掘削許可申請書	参 1-1-8
(7) 損害賠償責任負担請求書	参 1-1-10
(8) 配水管分岐工事 現場監督者及び主任作業者届出書・工事履歴書	参 1-1-11
(9) 給水装置工事設計変更	参 1-1-12
(10) 給水装置工事検査申請書	参 1-1-13
1-2 3階直結直圧給水を伴う申請様式	参 1-2-1
(1) 3階直結直圧給水事前協議申請書（新設・既設・改造）	参 1-2-2
(2) 3階直結直圧給水に関する誓約書	参 1-2-3
(3) 3階直結直圧給水設計協議書	参 1-2-5
1-3 受水槽式給水を伴う申請様式 ※ファイリングののち提出すること	参 1-3-1
(1) 提出済み書類チェック表	参 1-3-2
(2) 受水槽台帳 ※指定用紙	参 1-3-3
(3) 受水槽式給水施設届出書<表面> ※指定用紙	参 1-3-3
(4) 受水槽以下施設管理責任者（選任・変更）届 受水槽台帳<裏面>※指定用紙	参 1-3-5
(5) 使用水量計算書（一日最大使用水量） ※指定用紙	参 1-3-6
(6) 受水槽水位表 ※指定用紙	参 1-3-7
(7) 小規模貯水槽水道保守点検表（指定工事店、自主点検）	参 1-3-8
1-4 その他様式	参 1-4-1
(1) 水道連結型スプリンクラー設備の設置に関する誓約書	参 1-4-2
(2) 機能水器具設置承諾書	参 1-4-3

第2章 技術資料関係

- 2-1 水理計算例……………参 2-1-1
 - (1) 2階直結直圧給水（一般住宅）水理計算例……………参 2-1-1
 - (2) 3階直結直圧給水（15戸ワンルーム）水理計算例……………参 2-1-3

第3章 関係法令

- 3-1 三木市水道事業関係……………参 3-1-1
 - (1) 三木市水道事業給水条例……………参 3-1-2
 - (2) 三木市水道給水条例施行規程……………参 3-1-18
 - (3) 三木市指定給水装置工事事業者規程……………参 3-1-42

- 3-2 水道法その他関係法令……………参 3-2-1
 - (1) 水道法（抄）……………参 3-2-2
 - (2) 水道法施行令（抄）……………参 3-2-2
 - (3) 水道法施行規則（抄）……………参 3-2-4
 - (4) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令……………参 3-2-5
 - (5) 水質基準に関する省令（抄）……………参 3-2-6
 - (6) 建築基準法（抄）……………参 3-2-10
 - (7) 建築基準法施行令（抄）……………参 3-2-10
 - (8) 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件……………参 3-2-11
 - (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）……………参 3-2-13
 - (10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）……………参 3-2-14
 - (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）……………参 3-2-14
 - (12) 簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項……………参 3-2-15
 - (13) 給排水設備技術基準解説（抄）……………参 3-2-20
 - (14) 消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリクラー設備の運用について……………参 3-2-31
 - (15) 特定施設水道連結型スプリクラー設備の配管における適切な施工について（通知）……………参 3-2-35
 - (16) 給水装置の設置にあたり他人の土地を使用するための承諾書の提出及び給水義務の考え方について……………参 3-2-38